

【朝日村】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	204	204	221	219	211	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む整備上限台数(台)	234	234	20	17	8	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)		204				・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち基金事業によるもの		204				・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	100%	92%	93%	97%	・{(当該年度までの③の合計)/①}×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数		30				・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は⑦に記入)。
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの		30				・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率		15%				・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	・令和3年3月1日に5年間のリース契約で整備したタブレットを令和7年度に更新する。Windows10のサポートが10月で切れてしまうため、新しい端末は令和7年11月から使えるようリース契約を前倒しで行う。 ・予備機は国の補助上限15%基準に最大値を整備する。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:225台 ○処分方法 ・学校現場で活用(買い上げ分):15台 ・その他(リース返却):210台 ○端末のデータの消去方法 ・リース会社によるデータ消去(「データ消去証明書」の提出あり) ○処分事業者へ委託する ○スケジュール(予定) - 令和7年11月 新規購入端末の使用開始 - 令和8年2月 使用済端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	N/A					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。